

平成28年12月

各位

東日本建設業保証株式会社

取締役社長 三澤 眞

前払金保証約款の変更について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は当社前払金保証事業及び契約保証事業につきまして、格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社では、国土交通省の工事請負契約書等が平成28年11月9日付で改正されたことに伴い、同省から前払金保証及び契約保証が工事請負契約書等の改正内容に対応できるよう要請されたことを受け、前払金保証約款を変更しましたのでお知らせします。

国土交通省は今回の工事請負契約書等の改正により、倒産法に基づく破産管財人等による契約解除が先行した場合でも違約金が生ずる旨工事請負契約書等に明記しています。

当社においては、この改正内容にあわせて、保証金の支払要件として、倒産法に基づく破産管財人等による契約解除があった場合を保証約款に追加いたしました。

今回の保証約款の変更により、当社は倒産法に基づく破産管財人等による契約解除があった場合も保証金をお支払いしますが、公共発注者の工事請負契約等において、倒産法に基づく破産管財人等による契約解除が先行した場合でも違約金が発生するよう措置されていることが必要となりますので、ご承知おきくださいますようお願いいたします。

なお、破産管財人等が契約を解除する前に発注者が契約を解除した場合については、従来どおり、当社が保証金をお支払いすることに変わりがないことを申し添えます。

今後とも、なお一層のサービスの充実に努めてまいり所存でございますので、倍旧のご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

敬具

東日本建設業保証株式会社前払金保証約款

(当会社の保証する債務)

第1条 当会社は、この約款の定めるところに従い、公共工事に関し、前金払を受けた請負者（以下本則において「保証契約者」という。）がその債務の履行を拒否し、若しくはその責に帰すべき事由により保証証書記載の公共工事の債務を履行しないために、発注者（以下本則において「被保証者」という。）がその公共工事の請負契約を解除したとき、又は次の各号に掲げる者により当該公共工事の請負契約が解除され、保証契約者がその債務の履行を拒否し、若しくは履行することが不能となったときは、被保証者に対して前金払をした額（出来形払をしたときは、その金額を加えた額）から当該公共工事の既済部分に対する代価に相当する額を控除した残額（前金払をした額に出来形払をした額を加えた場合においては、前金払をした額を限度とする。以下「保証金」という。）を保証契約者に代わって支払うものとする。

- 一 保証契約者について破産手続開始の決定があつた場合において破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- 二 保証契約者について更生手続開始の決定があつた場合において会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- 三 保証契約者について再生手続開始の決定があつた場合において民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

(保証責任の始期及び終期)

第2条 当会社の保証契約に関する責任は、当会社が保証契約者から所定の保証料を領収したときに始まり、保証期間の末日をもって終る。

2 前項の規定にかかわらず、当会社が保証契約締結後一括して保証料を納付することを認めた保証契約者が当該保証料を当該保証契約締結後一括して納付する場合の当会社の当該保証契約に関する責任は、当会社が当該保証契約者に保証証書を交付したときに始る。

(保証期間の制限)

第3条 保証期間は1年を限度とする。但し、工期の延長その他の事由により1年を超えて保証する場合は、この限りでない。

(免責)

第4条 当会社は、地震、噴火、暴風雨、水害その他の天災、戦争（宣戦の有無を問わない）、事変、暴動、その他保証契約者の責に帰することのできない客観的事由によつて請負契約が解除されたときは、保証金支払の責に任じない。

(告知義務)

第5条 保証契約者は、保証契約の締結に当り保証申込書及び所定の附属書類の記載事項について、真実のことを告げなければならない。

(通知義務)

第6条 保証契約者又は被保証者は、保証期間中、公共工事に関して当会社の保証金支払義務の発生に影響を及ぼすべき事実が生じた場合には、遅滞なく、書面をもってその事実を当会社に通知しなければならない。

2 被保証者は、第1条の事由によつて請負契約を解除しようとするときは、あらかじめその旨を当会社に通知しなければならない。

(請負契約を変更する場合における措置)

第7条 保証契約者は、請負契約書及びその附属書類の記載事項に重大な変更（工期の変更を除く。）があつたときは、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければならない。

2 当会社は、前項の通知を受けたときは、保証契約者と協議の上保証契約を変更するものとする。

(工期を変更する場合等における措置)

第7条の2 被保証者は、次の各号の一に該当するときは、遅滞なく、その旨を当会社に通知するものとする。

- 一 工期の変更が行われたとき
- 二 債務負担行為に係る請負契約に基づき、最終の会計年度以外の年度において前金払をした場合において、当該会計年度末における請負代金相当額が当該会計年度までの出来高予定額に達しないとき
- 三 保証契約者の責に帰すべき事由により工期内に工事を完成することができない場合であつて、当該保証契約者に引き続き工事を続行させるとき

2 保証契約者は、被保証者に代わつて前項の通知をすることができる。

3 当会社が、前2項の通知を受けたときは、保証期間は、第1項第1号の場合には工期の変更に応じて変更され、同項第2号の場合には同号の請負代金相当額が同号の出来高予定額に達するまで終期が延長され、同項第3号の場合には工事の終了日まで終期が延長されるものとする。

(保証契約の解約)

第8条 当会社は、被保証者の責に帰すべき事由により、請負契約が解除された場合には、被保証者の同意を得ないで、保証契約を解約することができる。

2 当会社は、保証契約者から申込があり、且つ、被保証者が同意した場合には、保証契約を解約することができる。

(保証料の納付等)

第9条 保証契約者は、前払金額を次の表の左欄に掲げる金額に区分し、それぞれの金額に対応する同表の右欄に掲げる料率を乗じて計算した金額の合計額を、保証料として保証契約締結の際当会社に納付するものとする。但し、第2条第2項の保証契約者が一括して納付する保証料については、当会社の定める締切日までの保証料を、当該締切日の翌日からその翌月末までであつて当会社が定める日まで当会社に納付するものとする。

300万円以下の金額	100分の0.23
300万円を超え、1,000万円以下の金額	100分の0.31
1,000万円を超え、2,000万円以下の金額	100分の0.33
2,000万円を超え、5,000万円以下の金額	100分の0.33
5,000万円を超え、1億円以下の金額	100分の0.35
1億円を超える金額	100分の0.35

2 保証契約者が当会社に納付する保証料に関して、当会社は、保証金の支払状況等を勘案して、当該保証契約者に係る保証金額の年間総額が一定額以上となる場合又は当該保証契約者との保証契約の締結が一定年数以上継続している場合にあっては、前項の規定に基づき計算した金額から合計で100分の6を限度とした金額を減ずることができるものとする。

3 第1項但し書の規定に係る保証契約者に対して、当会社は必要に応じて担保を供することを請求することができる。

(保証料の返還)

第10条 当会社は、第8条第1項の規定によつて保証契約を解約したときに限り、納付済の保証料に10分の9を乗じた金額を保証契約者に返還するものとする。

2 当会社が保証契約者に対し第16条第1項に規定する求償権その他の債権を有するときは、その期日の到来しないいものでも、前項により返還すべき保証料と対等額につき相殺するものとする。

3 当会社が保証契約者に対し保証料返還の通知を発した日から3年を経過して、これを受取らないときは、その保証料は当会社に帰属する。

(保証金の請求)

第11条 被保証者は、保証金の支払を受けようとするときは、当該請負契約の解除後、遅滞なく、保証金請求書及び請求金額を証明する書類を作成し、これに保証証書その他参考となるべき書類を添えて、当会社に提出しなければならない。

2 被保証者が保証期間の末日の翌日から起算して6か月を経過した日までに前項の請求をしないときは、第1条に規定する当会社の債務は消滅するものとする。

3 当会社は、被保証者が第1項の請求に伴い、公共工事の既済部分に対する代価に相当する額を算定するための検査を行うときは、当該検査に立ち会うことができるものとする。

(保証金の分担)

第12条 この保証契約により保証金を支払う場合、同一請負契約につき他の保証契約が存在するときは、当会社は、この保証契約の保証金額の全保証金額に対する割合により算出した金額を負担するものとする。

(調停及び裁定)

第13条 当会社の支払うべき保証金について、当会社と被保証者との間に争が生じたときは、当事者双方は、書面をもって各1名の調停人を選定して、その争を調停人の判断に任せるものとする。

2 前項の調停人の間に意見の一致を見ないときは、各調停人が協議して選定する1名の裁定人にこれを裁定させなければならない。

3 当会社及び被保証者は、各その要した調停の費用（調停人に対する報酬を含む。）を負担し、裁定のために要した費用（裁定人に対する報酬を含む。）については、折半してこれを負担するものとする。

(保証金支払の時期)

第14条 当会社は、第11条に規定する書類を受領した日の翌日から起算して30日以内に保証金を支払うものとする。

(前払金の使途の監査)

第15条 当会社は、前払金の使途を監査するため、必要に応じ何時でも、請負契約に関する書類及び保証契約者の事務所、工事現場その他の場所を調査し、これについて保証契約者又は被保証者に対し、報告、説明若しくは証明を求めることができるものとする。

2 保証契約者は、前払金を当該保証申込書に記載した目的に従い、適正に使用する責を負い、当会社が要求する必要資料を提出しなければならない。

3 保証契約者は、前払金を受領したときは、遅滞なく、その前払金を当会社があらかじめ本条第4項乃至第6項に規定する事項につき委託契約を締結した金融機関のうち保証契約者の選定する金融機関に、別口普通預金として預け入れなければならない。

4 保証契約者は、預託金融機関に適正な使途に関する資料を提出して、その確認を受けな

ければ、前項の預金の払いもどしを受けることができない。

5 前払金が適正に使用されていないと認められるときは、当会社は、預託金融機関に対し第3項の預金の払いもどしの中止その他の処置を依頼することができる。

6 預託金融機関は、当会社の委託により第3項の預金の使途に関する監査を代行することができる。

(求償及び代位)

第16条 当会社は、被保証者に保証金を支払つたときは、その支払つた保証金の額を限度として、保証契約者に対して求償権を取得する。

2 当会社は、前項の求償権を行使するため、同項の金額の範囲内において、かつ、被保証者の権利を害さない範囲内において、被保証者が保証契約者に対して有する権利を代位取得する。

3 保証契約者は、当会社が事前の通知を行わないで保証金の支払をした場合であつても、当会社の第1項の権利の行使に関し、当該支払額全額について、異議なく求償債務を負うものとする。

(管かつ裁判所)

第17条 この保証契約に関する訴訟の管かつ裁判所は法令の定めるところによる。
(準拠法)

第18条 この約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠するものとする。
(特約条項)

保証契約における被保証者が国である場合には前払金保証約款第13条の規定はこれを適用しない。

附 則

工事完成保証人に対する支払に関する保証条項

(当会社の工事完成保証人に対する支払)

第1条 請負者がその責に帰すべき事由により保証証書記載の公共工事の請負契約に基づく債務を履行しないために、発注者が当該請負契約を解除できる場合において、その解除をしないで工事完成保証人に当該公共工事を完成することを請求するとともに、その旨を当会社に通知し、工事完成保証人がこれを完成したときは、当会社は、この保証条項の定めるところに従い、発注者が請負契約の解除をしたとするならば支払を請求することができる保証金に相当する額を限度として、工事完成保証人が請負者に求償することができる金額を、請負者に代わつて工事完成保証人に対して支払うものとする。

2 前項に規定する発注者の通知は、同項に規定する公共工事完成の請求ののち、遅滞なく、書面をもってするものとし、その書面には、当該請求に係る工事完成保証人の商号又は名称、住所及び当該請負契約は発注者が工事完成保証人に完成の請求をしないで解除できるものである旨の記載がなければならないものとする。

(工事完成保証人の受益の意思表示)

第2条 工事完成保証人は、この支払に関する利益を享受しようとするときは、その旨を、発注者から公共工事完成の請求を受けたのち、遅滞なく、当会社に通知しなければならない。

2 当会社は、前項の通知を受けたときは、工事完成保証人に対して前条に規定する支払の額（以下「支払金」という。）の支払に関する証書（以下「支払金保証証書」という。）を交付するものとする。

3 工事完成保証人が、第1項の受益の意思表示をこの保証契約の保証期間内にしないときは、この支払に関する利益を享受することができない。

(支払に関する責任の発生及び消滅)

第3条 この支払に関する当会社の責任は、前条に規定する工事完成保証人の受益の意思表示がなされたときに発生し、工事完成保証人がその公共工事をこの保証契約の保証期間内に完成しないときは消滅する。

(支払金の限度額及び支払額の算定)

第4条 当会社が工事完成保証人に対して支払をする場合におけるこの保証条項第1条に規定する保証金に相当する額の算定については、次の各号によるものとする。

一 前払金の預託預金であつて工事完成保証人に譲渡されたものがあるときは、発注者の意見を開いて、その額に相当する金額の前払金の返還があつたものとみなして計算する。

二 公共工事の出来形に準ずべき当該公共工事の仮設物、搬入資材等であつて工事完成保証人に譲渡されたものがあるときは、発注者の意見を開いて、それに相当する当該公共工事の既済部分があつたものとみなして計算する。

2 この保証条項第1条に規定する工事完成保証人が請負者に求償することができる金額の算定にあたり、前項に掲げる以外のものでも当該公共工事に関し工事完成保証人に譲渡されたものがあるときは、当会社及び工事完成保証人は、協議してその額を決定するも

- のとする。
- 3 この保証条項第 1 条に規定する発注者が支払を請求することができた保証金に相当する額の算定に当っては、当会社は、公共工事の出来形の検査に立会することができるものとする。
- (前払金、仮設物等の譲渡等)
- 第 5 条 当会社は、請負者に対し、その前払金の預け残金、仮設物、搬入資材等を工事完成保証人に譲渡し又はこれらについてその他の処分をなすことを要求することができる。(免責)
- 第 6 条 請負者が工事完成保証人に支払金を得させる目的をもって故意に請負債務を履行しないため、この保証条項第 1 条第 1 項に規定する支払義務が発生する事態に至ったときは、当会社は、工事完成保証人がその目的を予知していなかった場合等信義に反せず誠実である場合を除き、支払の責に任じないものとする。
- (告知義務)
- 第 7 条 工事完成保証人は、当会社がこの保証条項第 2 条第 1 項に規定する通知を受けたときに要求する提出書類の記載事項について、真実のことを告げなければならない。(通知義務)
- 第 8 条 請負者又は工事完成保証人は、次の各号の一に該当する場合には、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければならない。
- 一 請負契約書及びその附属書類の記載事項に重大な変更があったとき又は公共工事に関して当会社の保証金若しくは支払金の支払義務に影響を及ぼすべき事実が生じたとき。
- 二 工事完成保証人が、当該公共工事を完成した場合における求償に関し、請負者に保証人を立てさせ若しくは担保物件を提供させたとき又は請負者からすでに提供され若しくは提供することを約された担保物件に変動が生じ又はこれに変更を加え若しくはこれを処分しようとするとき。
- 2 当会社は、請負者及び工事完成保証人が何れも正当な理由がなくて前項の規定に違反したときは、その違反がなかったならば当会社がこの保証条項第 14 条第 1 項の規定による権利の行使により取得することができた金額のうちその違反により取得できなくなった金額を、支払金の額より控除し又はその金額の支払を工事完成保証人に請求することができる。
- (保証契約の解約)
- 第 9 条 当会社は、発注者の責に帰すべき事由により請負契約が解除された場合には、発注者及び工事完成保証人の同意を得ないで、保証契約を解約することができる。
- 2 当会社は、請負者から保証契約の解約に関する申込があり、かつ発注者及び工事完成保証人が同意した場合には、保証契約を解約することができる。
- (支払金の請求)
- 第 10 条 工事完成保証人は、支払金の支払を受けようとするときは、当該請負契約に係る公共工事を実施したのち、遅滞なく、支払金請求書、請求金額を証明する書類及び請負者に対する求償関係資料を作成し、これに支払金保証証書、工事引渡証明書その他の参考となるべき書類を添えて、当会社に提出しなければならない。
- (支払金の支払の時期)
- 第 11 条 当会社は、前条に規定する書類を受領した日の翌日から起算して 30 日以内に支払金を支払うものとする。ただし、調査の為に時日を要する場合等特別の事由がある場合には、工事完成保証人と協議して右の期間を延長することができる。
- (調停及び裁定)
- 第 12 条 当会社の支払うべき支払金について、当会社と工事完成保証人との間に争が生じた場合における調停及び裁定に関しては、当会社の支払うべき保証金について当会社と発注者との間に争が生じた場合に準ずるものとする。
- (使途の監査)
- 第 13 条 工事完成保証人が前払金の預け残金の譲渡を受けた場合においては、当会社は、当該預け残金について、前払金の場合に準じて使途の監査を行なうものとする。
- (代位権)
- 第 14 条 当会社は、工事完成保証人に支払金を支払ったときは、その支払った金額の限度において、かつ、工事完成保証人の権利を害さない範囲内において、工事完成保証人が請負者に対して有する権利を代位取得する。
- 2 工事完成保証人は、支払金を領収したときは、当会社の取得する前項の権利を保全し又は行使するため必要な書類を当会社に交付しなければならない。
- 3 工事完成保証人は、当会社が第 1 項の規定により将来取得することのある権利を保全するため、請負者に保証人を立てさせること、担保を供することその他の必要措置をとるべきことを請求したときは、これに応じなければならない。
- 4 当会社は、工事完成保証人が正当な理由がなくて第 2 項又は第 3 項の規定に違反したときは、その違反がなかったならば当会社が第 1 項の規定による権利の行使により取得できた金額のうちその違反により取得できなくなった金額を、支払金の額より控除し又はその金額の支払を工事完成保証人に請求することができる。

- (求償額をこえた支払金の返還)
- 第 15 条 工事完成保証人は、請負者に対して求償することができる金額をこえて支払金を受領したときは、そのこえた金額を当会社に返還しなければならない。
- (工事完成保証人に対する請求権)
- 第 16 条 工事完成保証人が公共工事完成の請求を受けた後工事完成保証人の責に帰すべき事由により請負契約が解除され、当会社が発注者に対し保証金として支払金の限度額を超えた金額を支払った場合においては、当会社は、その超えて支払った金額の支払を工事完成保証人に対して請求することができる。

特 則

- 中間前払金に関する保証条項
(適用範囲)
- 第 1 条 当会社が前払金保証をした公共工事に関し、次の各号に掲げる中間前払金の保証料の納付については、本則の規定にかかわらず、次条に定めるところとする。
- 一 予算決算及び会計臨時特例 (昭和 21 年勅令第 558 号) 第 4 条の規定に基づく財務大臣と各省各庁の長 (財政法 (昭和 22 年法律第 34 号) 第 20 条第 2 項に規定する各省各庁の長をいう。)との協議により国が当初の前払金に追加して行う中間前払金
- 二 地方自治法施行規則 (昭和 22 年内務省令第 29 号) 附則第 3 条第 3 項の規定に基づき地方公共団体が当初の前払金に追加して行う中間前払金
- 三 国土交通大臣の承認した中間前払金
(保証料の納付)
- 第 2 条 保証契約者は、中間前払金保証を受けようとするときは、中間前払金額に 100 分の 0.065 を乗じて算出した額を、保証料として当会社に納付するものとする。

特 則 の 2

- 公共工事契約保証に関する特約条項
(この特約条項により保証する債務)
- 第 1 条 当会社は、この特約条項の定めるところに従い、公共工事の請負者 (以下この特約条項において「保証契約者」という。)が公共工事の請負契約に係る契約の保証を円滑に付するため必要があり、保証契約者との間で当該請負契約に係る契約保証金の納付に代わる担保としての保証を行う特約 (以下この特約条項において「契約保証特約」という。)を付した保証契約を締結した場合においては、発注者 (以下この特約条項において「被保証者」という。)が本則第 1 条の請負契約の解除をしたとき、又は本則第 1 条各号に掲げる者により当該公共工事の請負契約が解除され、保証契約者がその債務の履行を拒否し、若しくは履行することが不能となったときは、契約保証特約に係る保証証書に記載された保証金額を限度として、当該請負契約の債務の不履行により生ずる損害金に相当する金額 (以下この特約条項において「特約保証金」という。)を、保証契約者に代わって被保証者に対して支払うものとする。
- (契約保証特約の変更)
- 第 2 条 保証契約者は、次の各号の一に該当するときは、遅滞なくその旨を当会社に通知し、契約保証特約の内容の変更手続を行わなければならない。
- 一 請負金額の変更その他の事由により、契約保証特約に係る保証金額の変更が必要になったとき
- 二 工期の変更その他の事由により、保証期間の変更が必要となったとき
- 2 当会社は、次の各号の一に該当するときは、契約保証特約を解約することができる。
- 一 保証契約者からの申入れがあり、被保証者がこれに同意したとき
- 二 被保証者から申入れを受けたとき、又は被保証者の承認を得たとき
(特約保証料の納付等)
- 第 3 条 保証契約者は、契約保証特約に係る保証金額を次の表の左欄に掲げる金額に区分し、それぞれの金額に対応する同表の右欄に掲げる料率を乗じて計算した金額の合計額を、契約保証特約に係る特約保証料として、本則第 9 条第 1 項の保証料の納付に併せて当会社に納付するものとする。

300 万円以下の金額	100 分の 0.45
300 万円を超え、1,000 万円以下の金額	100 分の 0.65
1,000 万円を超え、2,000 万円以下の金額	100 分の 0.68
2,000 万円を超え、5,000 万円以下の金額	100 分の 0.68
5,000 万円を超え、1 億円以下の金額	100 分の 0.72
1 億円を超える金額	100 分の 0.72

- 2 本則第 9 条第 3 項及び第 10 条の規定は、前項の特約保証料の納付及び返還について準用する。この場合において、本則第 10 条第 2 項中「第 16 条第 1 項」とあるのは「この特約条項第 6 条において準用する本則第 16 条第 1 項」と読み替えるものとする。
- (特約保証金の請求)
- 第 4 条 被保証者は、特約保証金の支払を請求するときは、当該請負契約の解除後、遅滞なく、次に掲げる書類を当会社に提出しなければならない。
- 一 特約保証金請求書
- 二 請求金額を証明する書類 (当会社が必要と認める場合に限る。)
- 三 契約保証特約に係る保証証書
- 四 その他参考となるべき書類
- 2 本則第 11 条第 2 項の規定は、前項の請求について準用する。この場合において、「第 1 条」とあるのは「この特約条項第 1 条」と読み替えるものとする。
- (履行状況の調査)
- 第 5 条 当会社は、請負契約の履行状況を調査するため、必要に応じ何時でも、請負契約に関する書類及び保証契約者の事務所、工事現場その他の場所を調査し、これについて保証契約者に対し、報告、説明若しくは証明を求めることができるものとする。
- (本則規定の準用)
- 第 6 条 本則第 2 条から第 5 条まで、本則第 12 条、本則第 14 条及び本則第 16 条から第 18 条までの規定は契約保証特約について、本則第 13 条の規定は国以外の被保証者に係る契約保証特約について準用する。この場合において、これらの規定中「保証料」とあるのは「特約保証料」と、「保証証書」とあるのは「契約保証特約に係る保証証書」と、「保証金」とあるのは「特約保証金」と、本則第 2 条中「保証契約」とあるのは「契約保証特約を付した保証契約」と、「保証契約締結後」とあるのは「契約保証特約を付した保証契約締結後」と、本則第 5 条中「保証契約」とあるのは「契約保証特約を付した保証契約」と、本則第 12 条中「保証契約」とあるのは「契約保証特約を付した保証契約」と、本則第 14 条中「第 11 条」とあるのは「この特約条項第 4 条第 1 項」と、本則第 17 条中「保証契約」とあるのは「契約保証特約を付した保証契約」と読み替えるものとする。

特 則 の 3

- 公共工事契約保証予約に関する特約条項
(保証の予約)
- 第 1 条 当会社は、この特約条項の定めるところに従い、公共工事の入札に参加しようとする者 (以下この特約条項において「予約契約者」という。)との間で、特則の 2 第 1 条に定める契約保証特約を付した保証契約のための予約 (以下この特約条項において「契約保証予約」という。)を締結した場合において、予約契約者が当該工事を落札し、予約完結の意思表示をしたときは、当該保証契約を締結するものとする。
- 2 予約契約者は、当会社に対し前項の意思表示をするときは、保証申込書及び所定の附属書類により行わなければならない。
- (予約手数料の納付)
- 第 2 条 予約契約者は、契約保証予約申込書記載の契約希望金額 (消費税相当額を含む。)に応じ、当会社所定の手数料を、契約保証予約締結の際当会社に納付するものとする。
- 2 本則第 9 条第 1 項但し書及び同条第 3 項の規定は、前項の予約手数料の納付について準用する。この場合において、本則中「保証契約者」とあるのは「予約契約者」と、「保証料」とあるのは「予約手数料」と読み替えるものとする。
- (通知義務)
- 第 3 条 予約契約者は、契約保証予約の効力に影響を及ぼすべき事実が生じたときは、遅滞なく、書面をもってその事実を当会社に通知しなければならない。
- (本則規定の準用)
- 第 4 条 本則第 5 条、第 17 条及び第 18 条の規定は契約保証予約について準用する。この場合において、本則第 5 条中「保証契約者」とあるのは「予約契約者」と、「保証契約」とあるのは「契約保証予約」と、「保証申込書」とあるのは「契約保証予約申込書」と、本則第 17 条中「保証契約」とあるのは「契約保証予約」と読み替えるものとする。

東日本建設業保証株式会社前払金保証約款の一部変更 新旧対照条文

(下線部分は変更部分)

改 正	現 行
(当会社の保証する債務) 第1条 当会社は、この約款の定めるところに従い、公共工事に關し、前金払を受けた請負者（以下本則において「保証契約者」という。）がその債務の履行を拒否し、若しくはその責に帰すべき事由により保証証書記載の公共工事の債務を履行しないために、発注者（以下本則において「被保証者」という。）がその公共工事の請負契約を解除したとき、又は次の各号に掲げる者により当該公共工事の請負契約が解除され、保証契約者がその債務の履行を拒否し、若しくは履行することが不能となつたときは、被保証者に対して前金払をした額（出来形払をしたときは、その金額を加えた額）から当該公共工事の既済部分に対する代価に相当する額を控除した残額（前金払をした額に出来形払をした額を加えた場合においては、前金払をした額を限度とする。以下「保証金」という。）を保証契約者に代わつて支払うものとする。 一 保証契約者について破産手続開始の決定があつた場合において破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人 二 保証契約者について更生手続開始の決定があつた場合において会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人 三 保証契約者について再生手続開始の決定があつた場合において民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等 (保証金の請求) 第11条 被保証者は、保証金の支払を受けようとするときは、当該請負契約の解除後、遅滞なく、保証金請求書及び請求金額を証明する書類を作成し、これに保証証書その他参考となるべき書類を添えて、当会社に提出しなければならない。 2 被保証者が保証期間の末日の翌日から起算して6か月を経過した日までに前項の請求をしないときは、第1条に規定する当会社の債務は消滅するものとする。 3 当会社は、被保証者が第1項の請求に伴い、公共工事の既済部分に対する代価に相当する額を算定するための検査を行うときは、当該検査に立ち会うことができるものとする。 特則の2 公共工事契約保証に関する特約条項 (この特約条項により保証する債務) 第1条 当会社は、この特約条項の定めるところに従い、公共工事の請負者（以下この特約条項において「保証契約者」という。）が公共工事の請負契約に係る契約の保証を円滑に付するため必要があり、保証契約者との間で当該請負契約に係る契約保証金の納付に代わる担保としての保証を行う特約（以下この特約条項において「契約保証特約」という。）を付した保証契約を締結した場合においては、発注者（以下この特約条項において「被保証者」という。）が本則第1条の請負契約の解除をしたとき、又は本則第1条各号に掲げる者により当該公共工事の請負契約が解除され、保証契約者がその債務の履行を拒否し、若しくは履行することが不能となつたときは、契約保証特約に係る保証証書に記載された保証金額を限度として、当該請負契約の債務の不履行により生ずる損害金に相当する金額（以下この特約条項において「特約保証金」という。）を、保証契約者に代わつて被保証者に対して支払うものとする。 (特約保証金の請求) 第4条 被保証者は、特約保証金の支払を請求するときは、当該請負契約の解除後、遅滞なく、次に掲げる書類を当会社に提出しなければならない。 一 特約保証金請求書 二 請求金額を証明する書類（当会社が必要と認める場合に限る。） 三 契約保証特約に係る保証証書 四 その他参考となるべき書類 2 本則第11条第2項の規定は、前項の請求について準用する。この場合において、「第1条」とあるのは「この特約条項第1条」と読み替えるものとする。	(当会社の保証する債務) 第1条 当会社は、この約款の定めるところに従い、公共工事に關し、前金払を受けた請負者（以下本則において「保証契約者」という。）がその責に帰すべき事由により保証証書記載の公共工事の債務を履行しないために、発注者（以下本則において「被保証者」という。）がその公共工事の請負契約を解除したときに、被保証者に対して前金払をした額（出来形払をしたときは、その金額を加えた額）から当該公共工事の既済部分に対する代価に相当する額を控除した残額（前金払をした額に出来形払をした額を加えた場合においては、前金払をした額を限度とする。以下「保証金」という。）を保証契約者に代つて支払うものとする。 (保証金の請求) 第11条 被保証者が、保証金の支払を受けようとするときは、当該請負契約を解除したのち、遅滞なく、保証金請求書及び請求金額を証明する書類を作成し、これに保証証書その他参考となるべき書類を添えて、当会社に提出しなければならない。 2 被保証者が保証期間の末日の翌日から起算して6か月を経過した日までに前項の請求をしないときは、第1条に規定する当会社の債務は消滅するものとする。 3 当会社は、被保証者が第1項の請求に伴い、公共工事の既済部分に対する代価に相当する額を算定するための検査を行うときは、当該検査に立ち会うことができるものとする。 特則の2 公共工事契約保証に関する特約条項 (この特約条項により保証する債務) 第1条 当会社は、この特約条項の定めるところに従い、公共工事の請負者（以下この特約条項において「保証契約者」という。）が公共工事の請負契約に係る契約の保証を円滑に付するため必要があり、保証契約者との間で当該請負契約に係る契約保証金の納付に代わる担保としての保証を行う特約（以下この特約条項において「契約保証特約」という。）を付した保証契約を締結した場合においては、発注者（以下この特約条項において「被保証者」という。）が本則第1条の請負契約の解除をしたときは、契約保証特約に係る保証証書に記載された保証金額を限度として、当該請負契約の債務の不履行により生ずる損害金に相当する金額（以下この特約条項において「特約保証金」という。）を、保証契約者に代わつて被保証者に対して支払うものとする。 (特約保証金の請求) 第4条 被保証者は、特約保証金の支払を請求するときは、<u>請負契約を解除したのち</u>、遅滞なく、次に掲げる書類を当会社に提出しなければならない。 一 特約保証金請求書 二 請求金額を証明する書類（当会社が必要と認める場合に限る。） 三 契約保証特約に係る保証証書 四 その他参考となるべき書類 2 本則第11条第2項の規定は、前項の請求について準用する。この場合において、「第1条」とあるのは「この特約条項第1条」と読み替えるものとする。

前払金保証約款の改正について

1. 国交省の直轄契約書の改正（別紙1）

（1）旧直轄契約書の問題点

旧直轄契約書において、受注者の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行が生じ、国交省が契約を解除した場合、旧直轄契約書で規定する違約金が発生し、国交省は保証会社に特約保証金を請求し、その支払を受けてきました。（図1）

国交省が契約を解除する前に、破産法に基づき破産管財人が契約を解除した場合、旧直轄契約書で規定する違約金の発生について疑義が生じ、実際に国と破産管財人との間で訴訟となり、国が敗訴するケースが発生しました。

この訴訟の判決では、破産法に基づく破産管財人による契約解除後の国交省による契約解除の意思表示は、対象となる契約関係が既に存在しないものであり、解除の効力が生じたとは認められず、結果、直轄契約書で規定する違約金の発生が認められませんでした。

このため、国交省は保証会社に特約保証金の請求をすることができなくなり、損害を被ることとなります。（図2）

（2）直轄契約書の改正内容

国交省は、倒産法等に基づく破産管財人等による契約解除が先行した場合においても、直轄契約書で規定する違約金が発生するか否かの疑義を払拭すべく、違約金が発生するように改正しています。併せて、前払金の返還利息についても改正しています。

2. 標準約款の改正

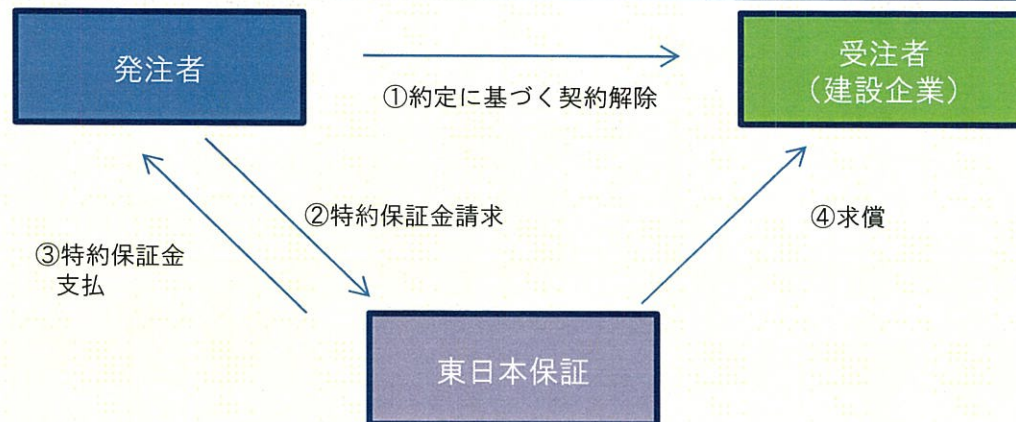
標準約款は上記訴訟に関連する国以外の訴訟の判決確定後に中建審を経て改正される予定です。

改正内容は直轄契約書の改正内容と同様と聞いていますが、現時点では標準約款の改正時期が見通せないため、国交省は標準約款の改正を待たずに直轄契約書を改正しています。

3. 前払金保証約款の改正（別紙2）

当社は直轄契約書の改正内容に対応するため、倒産法（破産法・民事再生法・会社更生法）に基づく破産管財人等による契約解除があった場合も保証金・特約保証金を支払えるように保証約款を改正しました。

図1 発注者の契約解除により違約金の発生が認められる場合

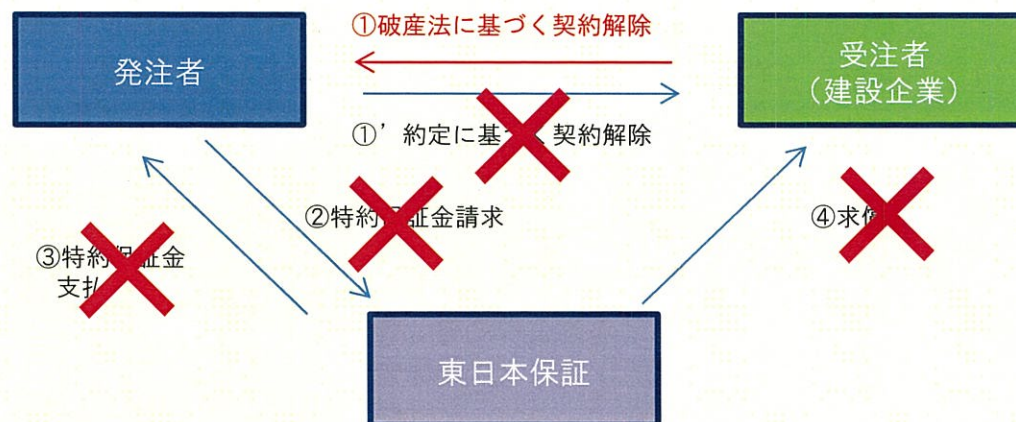


【標準約款第47条（発注者の解除権）】

発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。（各号略）

2 前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、受注者は、請負代金額の十分の〇に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

図2 破産管財人の契約解除により違約金の発生が認められない場合



【破産法第53条（双務契約）】

双務契約について破産者及びその相手方が破産手続開始の時ににおいて共にまだその履行を完了していないときは、破産管財人は、契約の解除をし、又は破産者の債務を履行して相手方の債務の履行を請求することができる。

4. 発注者の請負契約書は何を改正するのか

破産管財人等による契約解除が先行した場合、標準約款に準拠した請負契約書では、破産管財人から請負契約書で規定する違約金は発生しないと主張される可能性があり、訴訟となった場合、発注者が敗訴する可能性が高いと思われます。

このため、違約金の発生要件を、発注者が契約解除した場合だけでなく、破産管財人解除があった場合も発生するように改正することが必要です。
(図3)

5. 請負契約書を改正しない場合の問題点

当社は今回の保証約款改正により、破産管財人等による契約解除があった場合も保証金・特約保証金を支払うことができるよう明示しています。

しかしながら、発注者が請負契約書を改正していない場合において、破産管財人等による契約解除が発注者の契約解除よりも先行したとき、請負契約書で規定する違約金の発生について争いとなる可能性があります。

訴訟の結果、違約金が発生しないとの判決が出た場合、当社のみならず各履行保証機関は保証金を支払うことができません。

なお、請負契約書の改正時期と保証約款の改正時期にずれが生じるため、当社の保証弁済について整理すると表1のとおりとなります。

6. 請負契約書を改正するまでの留意点

(1) 破産申立（予定を含む）から破産手続開始決定前

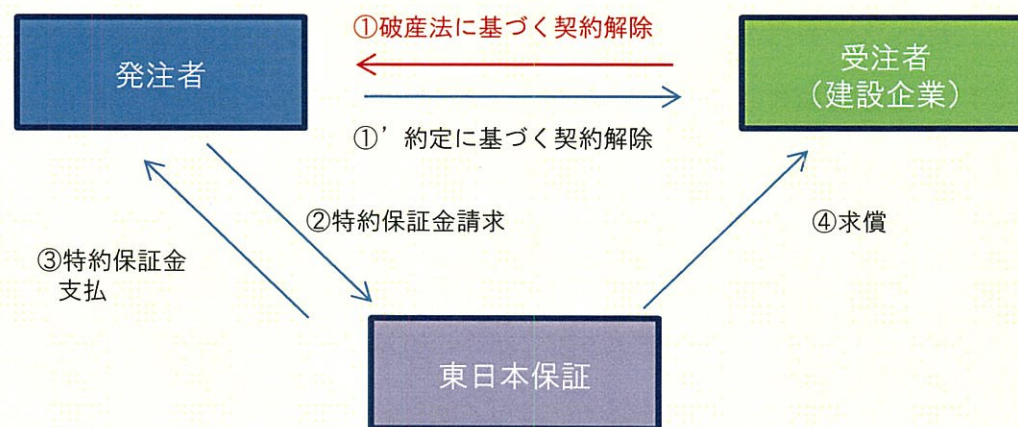
受注者に係る破産申立の情報を入手した場合、破産開始決定があるまでの間は、請負契約書に規定する受注者の責めに基づく債務不履行が生じたこと（事業停止、全従業員解雇等）を確認し、速やかに契約を解除します。

(2) 破産手続開始決定後

破産開始決定後においても請負契約書で規定する解除条項は無効になるわけではなく、発注者、管財人の解除権が併存している状態にあると考えます。

両者の解除権が併存する場合、先行した解除が優先されることから、受注者に破産開始決定があった場合は、破産開始決定前に請負契約書で規定する受注者の責めに基づく債務不履行が生じていたことを確認し、速やかに契約を解除します。

図3 契約解除等により違約金が発生すると改正した場合



【請負契約書の違約金条項の主な改正内容】

請負者の違約金支払義務の発生要件について、従前の「請負者の責めに帰すべき事由により発注者が請負契約を解除した場合」のほかに「請負者がその債務の履行を拒否した場合」、「請負者の責めに帰すべき事由によって請負者の債務について履行不能となった場合」、「破産法、民事再生法、会社更生法で規定する破産管財人等が請負契約を解除した場合」を設けます。（別紙1）

表1 契約解除による保証弁済の整理

	ケース 1(図1、2)		ケース 2(図1、2)		ケース 3(図3)	
解除区分	発注者解除	管財人解除	発注者解除	管財人解除	発注者解除	管財人解除
請負契約書	現行		現行		新	
保証約款	旧		新		新	
前払保証弁済	○	○	○	○	○	○
契約保証弁済	○	△	○	△	○	○

○…保証弁済可

△…保証弁済はするものの、管財人解除に伴う違約金の発生をめぐる発注者と破産管財人との間で争いとなり、違約金は発生しないとなった場合は、支払済みの特約保証金の返還をお願いすることになります。